

# 最上町協働のまちづくり貢献事業所登録及び認証制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりへの町民参加と活動を支援するために、企業等が行うまちづくり貢献活動を登録及び認証し、地域が一体となってすすめる協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## (言葉の意味)

第2条 この要綱において、「企業等」とは、町内に事務所又は事業所を有する法人（特定非営利法人を除く）、町内で事業を営む法人や個人事業主、または企業で構成する団体であって、次の事項に該当しないものをいう。

- (1) 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反する企業活動を行うもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年12月13日号外法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
- (4) 政治・宗教活動を助長するおそれがあるもの
- (5) 町税に滞納があるもの
- (6) その他、町が不相当と認めるもの

2 この要綱において、「協働のまちづくり貢献事業」とは、企業等が自ら提案し、実施する意欲があり、協働のまちづくりに取組む次の事業をいう。

ただし、企業等が通常行う営利事業、専ら企業の宣伝が目的と判断される活動、企業活動上で社会や環境や環境への影響から責任を負う事業、その他企業倫理の範疇内にあるとされる企業は除く。

- (1) 地域づくりの取組に関する事業
- (2) 地域産業活性化に関する事業
- (3) 環境美化・保全に関する事業
- (4) 子育て支援・次世代育成に関する事業
- (5) 高齢者・障がい者の支援に関する事業
- (6) 地域コミュニティづくりへの取組に関する事業
- (7) 防犯・青少年健全育成に関する事業
- (8) 災害等発生時及び地域防災等への協力に関する事業
- (9) 教育・文化・スポーツの振興支援に関する事業
- (10) 男女共同参画・人権擁護の取組に関する事業
- (11) 公共財産の保全と維持に関する事業
- (12) その他、協働のまちづくりに資する事業

## (登録及び認証の申請)

第3条 企業等が、実施を予定している協働のまちづくり貢献事業の登録及び認証を希望する場合、最上町協働のまちづくり貢献事業所登録及び認証申請書（別紙様式第1号）により申請しなければならない。

(協働のまちづくり貢献事業所の選考)

第4条 町長は、前2条の登録及び認証の申請について適否を判断するため、別に定める協働のまちづくり貢献事業所選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、別表1「最上町協働のまちづくり貢献事業所登録基準・認証基準」に基づき選考を行うものとする。

(協働のまちづくり貢献事業所の登録及び認証の決定)

第5条 町長は、選考委員会の意見をもとに、協働のまちづくり貢献事業所の登録及び認証を決定した場合、最上町協働のまちづくり貢献事業所認定証を交付するものとする。

(登録の変更)

第6条 認定証の交付を受けた企業等は、登録内容に変更があった場合、すみやかに町長に届け出るものとする。

(認証及び登録の取消し等)

第7条 町長は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、登録及び認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条第1項各号の規定に該当することが判明したとき
- (2) 偽り又はその他不正な手段により登録及び認証の決定を受けたとき
- (3) その他町長が登録及び認証を取り消すことが適当と認めた場合

(広報等による協働のまちづくり貢献事業のPR)

第8条 町は、第5条より登録及び認証を決定した協働のまちづくり貢献事業（以下「登録及び認証事業」という。）の事前のPR及び事業実績等の周知を最上町公式ホームページや、広報「もがみ」等により行うものとする。

(事業実施場所を確保するための支援)

第9条 町は、登録事業が町内の公共施設で実施される場合、当該公共施設の使用料を減免できるものとする。

(情報提供及び助言)

第10条 町は、登録及び認証を受けた事業を行う企業等への情報提供及び助言として、次の支援を行うものとする。

- (1) 補助金や助成金に関する情報提供
- (2) 町等が行う講座やセミナー、各種研修等の案内

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。